

29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）の車両を原則使用しなければならない。ただし、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。
30. 受注者は、高さ20m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。休日・工事現場における巡回停止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由形式）の提出を求められた場合は、遅やかに提出すること。
32. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はその限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
33. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

34. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
35. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び併設施設（平成8年版）（建設大臣官房官庁建築部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
- (1) 本工事の建物分類は（特定の施設・一般の施設）であり、地域係数は（1.0・0.9）とする。
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由質量を有するものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に水準平震度を乗じたものとする。なお、特記なき機器の設計用水平震度は次にによる。

設計用標準水平震度	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
設置場所	機器種別			
上層階	機 器	2.0	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	1.5
	水 槽	2.0	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0
中層階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.0
	水 槽	1.5	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.4
1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	0.6
	水 槽	1.5	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器（ ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ）
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(4) 質量100kg以下の軽量な機器（構柱の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付を行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

36. 各種荷重計算
対象機材（ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）
37. 強度計算
対象機材（ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照管用ポール ・ ）
38. 土工事の残土処分
（ ・ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で ・ 行う（ 箇所 ） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積 ）
39. コンクリート工事
受電盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査報告提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
40. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
・ 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エテルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
41. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理がある場合に適用）
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
- 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
42. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- (注) ・ 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
・ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 ・ 無）

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

44. 仮設トイレの洋式化
受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
・ 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ（快通トイレ）」とする。
・ 当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事
原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。
受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと
快通トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
45. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
対象工事は、徳島県AHS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

- VII. 特記仕様2（特記事項）
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。（標仕〈2〉2.9.、〈2〉2.12.4）
 - フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
 - カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエンッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール、その他の要所には合樹樹脂製、ファイバガラス製の表示札等を取付け、回路の種別、先行等を表示する。（標仕〈2〉2.10.、〈2〉2.12.5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、ブルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエンッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 屋外の金属製防水形ブルボックスは、（ステンレス製 ・ 鋼板製）とし、（メタリウム防錆塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない）とする。
 - スリーブ材料及び施工は、標仕〈1〉2.9.1.、標準図 電力71~74. 監理指針〈1〉2.9.1.、〈2〉2.1.12.による。
 - 分電盤 ・ 制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - E-接地地の材料はEとL=10、L=1,500とする。接地地の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地埋設標を設ける。
 - PF管は汲付一重管、タイプ-25とする。
 - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
 - あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 受電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備（蓄電池を含む） ・ 配電盤 ）
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する本体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
 - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ）
垂れ下り金属電線管はエンッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後塗ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
 - 地中管路の埋設深さは標準埋設深さは0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標識を行う。
 - 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - 分電盤等において、外部から分線回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分線回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。（標仕〈2〉1.7.4）
なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることを目上とする。
 - 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増設確認の表示を行う。（標仕〈2〉2.1.2）
 - ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。（標仕〈2〉2.10.4.5）
 - 機材の検査に伴う試験については、標仕〈1〉1.4.5)により行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書提出する。
 - 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。（標仕〈6〉2.28.2）
 - 自家発電電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を出す。

- VIII. 機材等
- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 - 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防煙及び防災用照明器具を除く。
盤類	分盤盤（実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ（DW形、PWR形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器（特定制器）、高圧避雷器
蓄電池	ペント形鉛蓄電池、制御弁式鉛蓄電池、制御ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置（系統連系保護機能を有するパワーコンディションを含む。） ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
録録製ふた（マンホールふた）	